

家畜共済制度の概要

家畜共済制度とは・・・

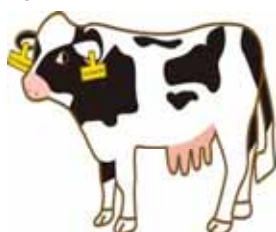
農業者があらかじめ農業共済組合等に共済掛金を出し合って、
共同準備財産を造成しておき、
家畜の死亡又は廃用による損失
家畜の疾病又は傷害の診療費の支払
が発生した場合に、農業共済組合等が共同準備財産から被災した
農業者に共済金を支払う制度

(注)「廃用」とは、病気や傷害によって死にひんした状態になったり、乳
牛の乳が出なくなるなど家畜として使用する価値がなくなった状態に
なったりすること。

1 共済目的（家畜共済の対象）

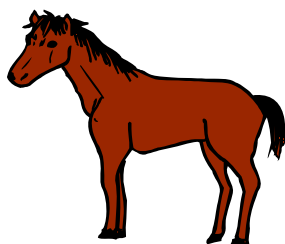
次の家畜が、家畜共済の対象となる。

牛



- ・ 原則として出生後第5月の月の末日を経過したもの
- ・ 組合等の選択により出生後第5月の月の末日を経過しない子牛や妊娠8カ月以降の胎児を対象とすることが可能

馬



- ・ 原則として出生した年の末日を経過したもの

豚



- ・ 種豚は出生後第5月の月の末日を経過したもの
- ・ 肉豚は出生後第20日（その日に離乳していないときは離乳の日）から、原則として第8月の月の末日までのもの

【包括共済と個別共済】

牛、馬、豚を飼養する農業者が家畜共済に加入する場合、

「種雄牛」や「種雄馬」については家畜1頭ごとに加入し(個別共済)

それ以外の家畜については、「乳牛の雌等」、「肉用牛等」、「種雄馬以外の馬」、「種豚」及び「肉豚」(＝包括共済対象家畜)の別ごとに全頭加入する必要がある(包括共済)。

< 包括共済 >



< 個別共済 >

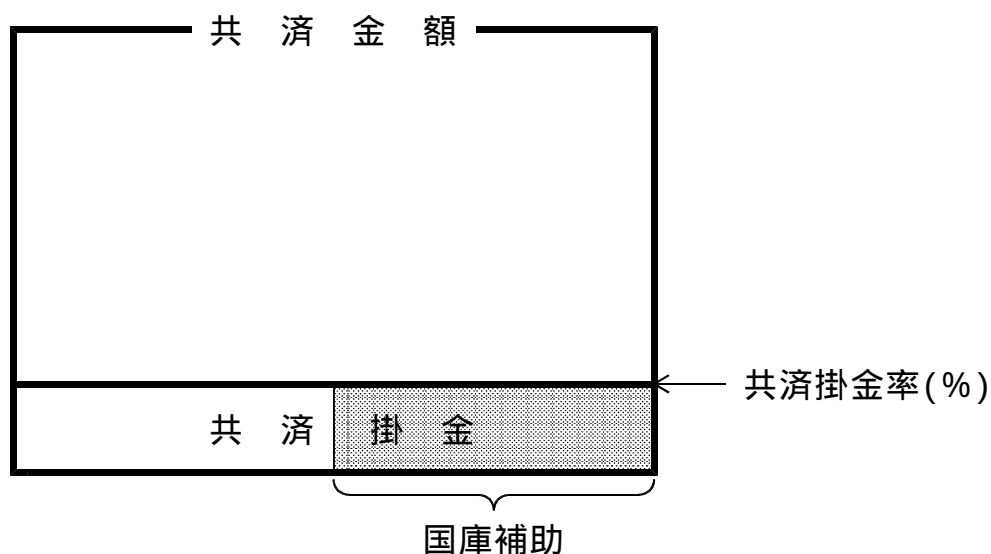


2 共済掛金(牛、馬で5割、豚で4割を国庫補助)

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

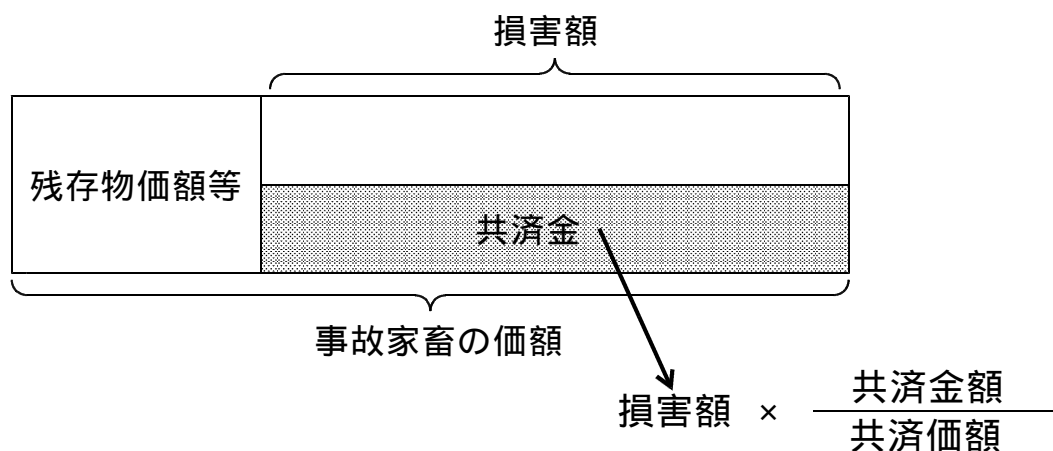
(注) 1. 共済金額とは、対象家畜に発生した損害について支払うべき共済金の最高限度額である。

2. 共済掛金率とは、農林水産大臣が定める共済掛金標準率を下らない範囲内で組合等が定める率である。



3 共済金

- (1) 家畜が死亡又は廃用になった場合に支払われる共済金
網掛け部分が共済金として支払われる。



- (注) 1 残存物価額等とは、廃用家畜の肉、皮から得られる収入等で、事故家畜の価額の 1 / 2 を限度とする。
2 共済価額とは、農業者が飼養する家畜の価額を合計した金額である（包括共済の場合）。
3 共済金額は、共済価額に最低割合（ 2 ～ 4 割（肉豚は 4 ～ 6 割）の範囲内で組合等が定める）を乗じて得た金額から 8 割を乗じて得た金額までの範囲内で、農業者が申し出た金額である。

共済価額 × 最低割合 共済金額 共済価額 × 8 割

- 4 算定される共済金の額が純損害額（事故家畜の価額から残存物価額等（手当金を含む。）の額を差し引いた額）を上回る場合は、純損害額が共済金として支払われる。

【計算例】

共済価額が 2 0 0 万円、共済金額が 1 0 0 万円（農業者が共済価額の 5 割を申出）の包括共済

 母牛 A 50万円	 母牛 B 60万円	 子牛 20万円
 母牛 C 60万円 + 胎児 10万円	<u>合計 200万円</u>	

母牛 A が骨折により廃用と認定され、残存物価額等が 10 万円であった場合、

$$\begin{aligned}\text{損害額} &= \text{事故家畜の価額(50万円)} - \text{残存物価額等(10万円)} \\ &= 40 \text{ 万円}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\boxed{\text{共済金}} &= \text{損害額(40万円)} \times \frac{\text{共済金額(100万円)}}{\text{共済価額(200万円)}} \\ &= 20 \text{ 万円}\end{aligned}$$

(2) 家畜の疾病又は傷害の診療費に対する共済金
診療内容に応じて、農林水産大臣が定める診療点数により算定する。

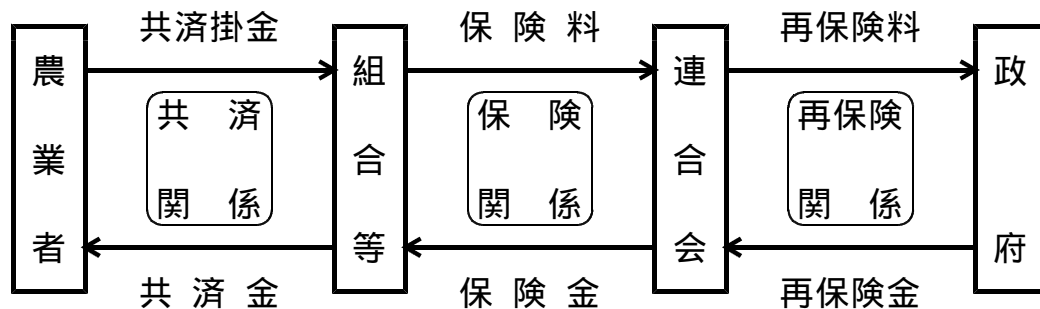
(例)

牛を診察、抗生物質を静脈内注射した場合

$$\begin{aligned}\boxed{\text{共済金}} &= (\text{往診点数} + \text{静脈内注射点数} + \text{診断書点数} + \text{薬価点数}) \\ &\quad \times 10 \text{ 円}\end{aligned}$$

4 実施主体

農業共済組合（又は共済事業を行う市町村）、農業共済組合連合会及び政府が事業の実施主体となり、三段階で危険を分散している。



(注) 1 . 地域の意向により二段階制（特定組合 - 政府）での実施も可能
2 . 国が共済掛金の約 1 / 2 を負担